別表第六を次のように改める。

別表第六（第七十四条関係）

1　次の各号のいずれにも適合する燃料電池発電所であって、出力五百キロワット以上二千キロワット未満のもの

一　当該燃料電池発電所が、複数の燃料電池筐体（燃料電池設備、電気設備その他の電気工作物を格納する筐体をいう。以下同じ。）及び当該燃料電池筐体に接続する電線、ガス導管その他の附属設備のみで構成されていること。

二　当該燃料電池発電所を構成する全ての燃料電池設備が、燃料電池筐体内に格納されていること。

三　当該燃料電池発電設備を構成する全ての燃料電池筐体に格納される燃料電池設備が、出力五百キロワット未満であること。

2　太陽電池発電所であって、出力五百キロワット以上二千キロワット未満のもの

3　出力二十キロワット未満の発電所であって、次に掲げるもの以外のもの

一　水力発電所

二　火力発電所

三　燃料電池発電所

四　太陽電池発電所

五　風力発電所

別表第七第二項の次に次の二項を加える。

3　出力五百キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池発電所における変更であって次に掲げるもの

一　出力五百キロワット以上二千キロワット未満の発電設備の設置

二　発電設備の設置以外の変更であって次に掲げるもの

(1)　出力五百キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池の設置

(2)　出力五百キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池の取替え

(3)　出力五百キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池の改造であって次に掲げるもの

イ　二十パーセント以上の電圧の変更を伴うもの

ロ　支持物の強度の変更を伴うもの

(4)　出力五百キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池の修理であって、支持物の強度に影響を及ぼすもの

4

出力二十キロワット未満の発電所における変更であって、次に掲げるもの

一　出力二十キロワット未満の発電設備の設置であって、次に掲げるもの以外のもの

(1)　水力発電所の発電設備の設置

(2)　火力発電所の発電設備の設置

(3)　燃料電池発電所の発電設備の設置

(4)　太陽電池発電所の発電設備の設置

(5)　風力発電所の発電設備の設置

5	
(2)	安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、個数並びに取付箇所
脱水素設備の針の基本設計方式、適用基準及び適用規格	

二　前号の発電設備における発電設備の設置以外の変更であって、次に掲げるもの

(1)　回転速度の変更又は五パーセント以上の定格出力の変更を伴うもの

(2)　改造であって次に掲げるもの

イ　強度の変更を伴うもの

ロ　安全装置の種類の変更を伴うもの

(3)　取替え

(4)　修理であって、次に掲げるもの

イ　強度に影響を及ぼすもの

ロ　安全装置の取替えを伴うもの

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前に使用を開始した事業用電気工作物であって、この省令の施行により新たに電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第五十一条の二第一項本文及び第二項の規定に該当するものについては、同条第三項の規定に関わらず、届出を要しない。

告　　示

○個人情報保護委員会告示第六号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第四条、第八条及び第五十一条に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）を次のように定め、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の施行の日から施行する。

平成二十八年十一月三十日　　個人情報保護委員会委員長　堀部　政男

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン

（通則編）

目次

1　目的及び適用対象
1－1　目的
1－2　適用対象
2　定義
2－1　個人情報（法第2条第1項関係）
2－2　個人識別符号（法第2条第2項関係）
2－3　要配慮個人情報（法第2条第3項関係）
2－4　個人情報データベース等（法第2条第4項関係）
2－5　個人情報取扱事業者（法第2条第5項関係）
2－6　個人データ（法第2条第6項関係）
2－7　保有個人データ（法第2条第7項関係）
2－8　匿名加工情報（法第2条第9項関係）
2－9　匿名加工情報取扱事業者（法第2条第10項関係）
2－10　「本人に通知」
2－11　「公表」
2－12　「本人の同意」
2－13　「提供」